

子どもインフルエンザ予防接種費用の助成

助成対象者

- ①石垣市に住民登録をしている方
- ②予防接種の当日において、満1歳から16歳未満の方

助成額及び助成回数

1回あたり1,000円で、1歳から13歳未満は2回、13歳から16歳未満は1回助成が受けられます。

助成の対象となる接種期間

毎年10月1日から翌年2月末日まで

申請に必要な書類

- ①医療機関が発行した領収書 ②親子健康手帳
- ③印鑑(シャチハタ不可) ④通帳またはキャッシュカード

申請方法

医療機関(石垣市外も可)でインフルエンザ予防接種を受けた後、必要書類を持参し、石垣市健康福祉センター窓口で申請してください。

申請期間

令和4年3月31日までに申請してください。

【問合せ】石垣市健康福祉センター ☎0980-88-0088

高齢者インフルエンザ予防接種

市内の各医療機関で高齢者インフルエンザ予防接種を受けた際の費用補助を実施します。予防接種を希望される方は、かかりつけ医にご相談のうえ接種してください。

対象者 (接種日に石垣市に住民登録をしている方)

- ①接種日時時点で65歳以上の方
- ②接種日時時点で60歳～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害または、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活が不可能な程度の障害があると医師が認める方

接種料金の免除について

- ①65歳以上の生活保護受給者
- ②60歳以上で心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害(身体障害者手帳1級程度)がある方

接種料金

1,000円(自己負担額)

期間

令和3年10月1日～

令和4年2月28日

◎市外の医療機関で接種する場合は、健康福祉センターまでご連絡ください。

※予防接種を受ける方は、「予防接種手帳」を医療機関窓口で必ず提示してください。

※生活保護受給者証、障害者手帳をお持ちの方は、各医療機関窓口で提示してください。

【問合せ】石垣市健康福祉センター ☎0980-88-0088

「年金生活者支援給付金制度」 対象者の方には封筒が届きます。

公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の、年金受給者を支援するために、年金に上乗せ支給されているものです。

請求はカンタン! 日本年金機構から届く封筒の中に入っているハガキに記入して送るだけ。



※所得の基準額等は、令和3年10月時点の金額です。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

給付金専用
ダイヤル

0570-05-4092

050から始まる電話でおかけになる場合は東京03-5539-2216

年金給付金 検索

(ナビダイヤル)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

〈受付時間〉月曜日 午前8:30～午後7:00 | 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 | 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

①日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください。